

■中小企業経営強化法の経営力向上設備及び先端設備等に係る生産性向上要件証明書に関するご案内

平素は、弊社製品の拡販にご尽力賜り、誠に有難うございます。
一般社団法人日本測量機器工業会の事務局より、税制に関する情報共有がございましたので、以下、ご案内申し上げます。

「中小企業経営強化法の経営力向上設備及び先端設備等に係る生産性向上要件証明書」につきましては、これを使用する優遇税制自体が、2023年3月末日に終了することとなっております。

ただし、2022年12月23日に公表された政府税制改正大綱においては、次期通常国会にて税制改正関連法が成立した場合、中小企業経営強化税制（経営力向上設備）については、2年間の延長がなされる予定となっております。
本日（3月24日）時点でも、経済産業省への問合せにおいて、2023年4月以降についての決定はなされていないとの回答となっております。
さらに、延長されたとしても、現状の書式の変更などが行われることも考えられ、現在運用している証明書が4月以降使用できるかは不明という状況です。

こうした不透明な状況ですが、証明書発行については、現時点も受け付けており、ご依頼に応じて発行をしております。

しかしながら、上記の状況であることを考慮いただき、発行依頼については、ご注意ください
いますようお願いいたします。

大変恐縮ですが、経済産業省への報告事項でもあるため、発行後の取り消し、手数料の返金などは対応できませんので、重ねて、発行のご依頼については、ご注意ください
お願いいたします。

以上となります。

税制改正関連法が成立し、経済産業省より案内が出ましたら改めてご連絡申し上げます。

ご不明な点がございましたら、
株式会社トプコンソキアポジショニングジャパン Geo事業推進部
までお問い合わせください。